

施策マネジメントシート ～2019年度の振り返りから2020年度の取組へ～

①計画⇒実施（Plan⇒Do）（5月中に記入）

長期振興計画 の位置づけ	まちづくり分野		くらし分野	担当課	建設課・企画課・財産監理課			
	政策分野		社会基盤・環境	課長名	上妻敏男・森真樹・奥村裕昭			
	施策		3 計画的な土地利用の推進	重点施策の該当	2019	-	2020	-
施策の目的	対象	市民		意図	地域の実情や特性に応じた秩序ある計画的な土地利用が行われる			

施策の目標指標

目標指標(単位)	長振策定時	指標の推移(下段の()書きは当初見込み値)					最終目標値
	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	2019年度実績	2020年度目標値	2021年度目標値	
計画的な土地利用が行われていると思う市民の割合(%)	9.9	14.8	12.6	10.5 (13.0)	14.0	15.0	
地籍調査事業進捗率(%)	62.6	63.2	63.7	64.4 (64.3)	64.8	65.4	

市民アンケート調査の結果(施策に関する重要度と満足度)

平成29年度実績		平成30年度実績		2019年度実績		2020年度実績		2021年度実績	
重要度(%)	満足度(%)	重要度(%)	満足度(%)	重要度(%)	満足度(%)	重要度(%)	満足度(%)	重要度(%)	満足度(%)
63.9	14.8	71.6	12.6	65.1	10.5				
重要度DI	満足度DI	重要度DI	満足度DI	重要度DI	満足度DI	重要度DI	満足度DI	重要度DI	満足度DI
55.3	-15.9	66.7	-21.8	55.4	-21.8				

施策推進のための取組の成果を測る指標

基本事業名	関連戦略No.	成果指標(単位)	長振策定時	指標の推移(下段の()書きは当初見込み値)					最終目標値
			28年度実績	29年度実績	30年度実績	2019年度実績	2020年度目標値	2021年度目標値	
土地活用の総合的推進		計画的な土地利用が行われていると思う市民の割合(%)	9.9	14.8	12.6	10.5 (13.0)	14.0	15.0	
適正な土地利用への誘導		法令違反・行政指導件数(件)	0	0 (0)	0	0	0	0	
地籍調査の推進		地籍調査実施面積(k㎡)	107.25	108.22	109.21	110.40 (110.47)	111.35	112.35	

②-1 振り返り(Check)

施策を取り巻く環境変化・市民ニーズ等への対応		
[建設課] 基本事業No.11	・既定の都市計画マスタープランは、平成15年に策定してから時間の経過と共に社会情勢が変化し目指すべき都市像との乖離が生じており、見直しが求められている。	
[企画課] 基本事業No.12	・第6次長期振興計画におけるまちづくりの基本構想において、土地利用の分野については、自然環境の保全と安全性の確保に努めながら、人口減少や年齢構造の不均衡といった課題、高度化・多様化する市民ニーズ等をふまえ、長期的な展望のもとで総合的かつ計画的な利用を図るため、市全体を俯瞰した土地利用方針を定める必要があると整理された。	
[財産監理課] 基本事業No.13	・土地所有者の高齢化や不在村化により、所有者不明や筆界などの自己管理がされず苦慮する状況が多くみられる。その影響は、地籍調査にとどまらず、公民問わすの事業にも及んでいる。しかしながら、調査が進むことによって解決する事もあることから、地域住民の要望は多く寄せられている。国土調査法に基づき実施され、ここ数年は財源配分の減少が続いている。そのため、調査執行に影響があるが、減額分を一般財源で補いながら進捗向上に努めている。	
施策の成果（貢献度の高い事業等）と現状・課題		
	成果	現状・課題
[建設課] 基本事業No.11	・都市計画区域内での違法な開発行為は無く、指定された用途地域の建築制限によって、土地利用の誘導が適正に行われている。 ・都市計画マスタープランの見直しを兼ねる「立地適正化計画」の策定へ向けて、都市計画基本図の作成と基礎調査を行った。	・既定の都市計画マスタープランに示した整備目標には未達成なものもあり、これまでの都市の拡大からコンパクトなまちづくり、都市機能集約化の方向へとかじ取りをする必要がある。
[企画課] 基本事業No.12	・国土利用計画法上の指導案件は近年見られていない。 ・今後の土地利用方針については、各課の現状及び課題の把握を行った。	・土地の利活用方針の策定に取り組みつつあるが、各課等が策定・検討している具体的な計画との整合性や長期的展望に立った方向性を見い出すところには至っていない。 ・本市の社会基盤や公共施設などの更新時期が到来し、最適な配置や効率的な改修が求められる中、早急にまちづくり全体の基盤となる土地利用の方針やゾーニングが必要となる。
[財産監理課] 基本事業No.13	・地籍調査事業は、国土調査法に基づき、土地の所有者、地番、地目、地積（面積）、筆界など調査を実施した。その準備で、膨大な所有者追跡調査を行うが、土地所有者不明解消や筆界の確定、地籍図作成などその成果は高く、各種事業への貢献度は高い。	・地籍調査において特に重要な作業は、現地における一筆地調査である。土地所有者の高齢化や不在村化、未相続などで筆の位置や境界の不明が多く、調査上に支障をきたしている。また、未着手地域からの早期実施の要望や法務局への成果送付の対応も課題である。

施策マネジメントシート ～2019年度の振り返りから2020年度の取組へ～

今後の方向性	今後の方向性の根拠等(他施策との連携、総合戦略との関連、環境変化等を踏まえ記入)	
継続・現状維持	[建設課] 基本事業No.11	・土地利用の方針を定め、将来あるべきまちの姿へ誘導するための取り組みを示す都市計画マスタープランの見直しを兼ねる「立地適正化計画」を令和2～3年度で策定する。
継続・現状維持	[企画課] 基本事業No.12	・各課の現状及び課題をふまえ、「学校跡地の利活用」「スポーツ施設のあり方」「学生・誘致企業等の寮や立地」「南部観光のあり方」「よきの海水浴場周辺の利活用」「消防署移転」「鴨女町住宅の建替え」など、個別案件のあり方を検討し全体方針として整理していく。
継続・現状維持	[財産監理課] 基本事業No.13	・住民からは、本事業実施の要望が依然として高い。一方で、国における予算をとりまく厳しい状況は変わらないことから、不足分に一般財源を充てる状況は続くと思われる。これらに加え、送付遅延問題解消の要望もあり、現年度調査と合わせて業務を進めているが、人員増も含めて体制を整えなければ、調査の進捗と問題の解消につなげるのは難しい。

②-2 政策部会による振り返り(Check)

(6月中に記入)

今後の方向性	政策部会で出された施策に対する意見等(将来像の実現に向けた課題や優先度、市民との協働のあり方など)
継続・現状維持	【総務企画部会】 ・土地利用に当たっての個別課題を整理するとともに、立地適正化計画などとの整合性を図り、かつ、将来的な公共施設のマネジメントも視野に入れた方針策定を、全庁的に行っていく。
継続・現状維持	【産業振興部会】 ○施策担当課の記載する方向性のとおり。